

掛川市告示第108号

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項の規定に基づき定めた実施計画を次のとおり変更したので、同条第10項の規定より当該変更計画の概要を公表する。

平成25年11月27日

掛川市長 松 井 三 郎

1 変更した実施計画

静岡県大須賀地区農村地域工業等導入実施計画（昭和49年11月策定）

2 変更日

平成25年11月27日

3 変更計画の概要

別紙のとおり

変更計画の概要

① 計画変更までの経過

掛川市の旧大須賀町では昭和49年（1974年）に実施計画を策定、実施計画区域内には岡原団地と大淵大須賀団地の2団地を計画し、工業等導入に積極的に取り組んできた。

この結果、岡原団地では、平成元年にコーニングジャパン㈱が8.1haを取得し、その後、平成16年に追加取得し、12.6 haが工場立地となった。一方、大淵沖之須団地では、平成8年に美幸工業㈱が1.5haを取得し、その後、平成13年に4.1haを追加取得した。

平成17年4月には、旧掛川市・旧大東町・旧大須賀町が合併して新掛川市となり、人口10万人を超える自治体となって、引き続き工業等導入に積極的に取り組んできた。

しかし、バブル経済後の長引く経済停滞、安価な労働力による後進国の躍進及び長期化する円高による経済環境の悪化により、その後の工場進出は進まなかった。さらには、平成23年東日本大震災後は、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の津波浸水域である当地への企業進出は絶望的な状況に至った。

岡原団地は新たな企業立地の余地はないが、大淵沖之須団地では、美幸工業㈱を除く用地（団地総面積29.6haのうちの24.0ha）は、造成はされていないものの、大半が耕作しておらず、今後の工業等導入も見通せない状況にある。

このため、用地の有効活用、地域の活性化という観点から、今後の土地利用の方向について検討していたところ、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故による全国の原子力発電所の運転停止に伴う電力需給の逼迫と再生可能エネルギーへの期待の高まりに伴って、太陽光発電施設用地に対し強いニーズが寄せられていることから、農工法による5業種（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）以外の業種を対象とした活用を図ることとした。

以上の理由により、農工計画を変更し、大淵沖之須団地の美幸工業㈱を除く用地（団地総面積29.6haのうちの24.0ha）を農工地区から除外する。

併せて、実測による面積の修正も行い、変更後の団地総面積を18.0haとする。

また、掛川市は市町合併により、農工法の要件を具備しない非農村地域（旧市町計画の縮小・取り消し・期間延長は可、合併後の新掛川市として旧市町計画の一本化・統合は不可）となったため、今回、大須賀地区のみ計画変更（縮小）を行う。

※新掛川市には、旧大須賀町の計画以外に、旧掛川市、旧大東町に市町実施計画が存在。

② 計画変更の概要（抜粋）

位置については、下図「図－1 工業等導入地区位置図」のとおり。

なお、大淵沖之須団地の縮小変更に伴い、実施計画の目標年度を、平成25年度から平成29年度に変更し、併せて目標数値等を修正した。

雇用効果では、平成25年3月末時点での既存導入企業の従業者数は655人で、変更前計画の雇用期待従業者数の目標値を下回っているものの、今後も、現在の実績を維持・継続しうるよう支援を行う。

地域農業においても、担い手農家、農業生産法人、集落営農組織等農業生産の担い手への農地の利用集積が促進され、変更前計画の「農用地の流動化計画」の目標は10.2%であったのに対し、平成25年の農用地利用集積率は12.4%に達するなど、地域農業の振興、効率的かつ安定的な農業経営の育成に寄与してきた。一方、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（H25）を参考に「認定農業者への利用集積率」の目標を29.7%として、担い手への農地の集積に取り組む。

このようなことから、安定した就業機会を確保・継続するとともに、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進することにより「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、農業と工業等との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度（目標年度）の5年間である。

図－1 工業等導入地区位置図

